

(参考)

(写)

事務連絡  
平成21年7月1日

地方厚生(支)局  
医療指導課長 殿

厚生労働省保険局医療課  
医療指導監査室長

後発医薬品に係る保険医療機関及び保険薬局に対する  
周知徹底等に関する取扱いについて

「後発医薬品に係る保険医療機関及び保険薬局に対する周知徹底等について」は、平成21年7月1日付け保医発0701第1号厚生労働省保険局医療課長から通知されたところでありますが、円滑な事務の実施を図るため、下記の事項について留意のうえ適切な周知徹底等を実施していただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 周知徹底等の実施方法等について

- (1) 周知徹底等については、保険医療機関及び保険薬局に対する適時調査並びに集団指導、集団的個別指導及び個別指導（新規指定保険医療機関等に対する個別指導を含む。以下同じ。）の際に必ず実施願います。
- (2) 後発医薬品使用促進規定の遵守状況の確認に当たっては、保険医療機関及び保険薬局に対する適時調査及び個別指導の際に、保険医又は保険薬剤師より後発医薬品の使用状況（下記3で示す内容）を聴取するなどの方法で確認願います。

##### 2. 集団指導及び集団的個別指導における周知徹底等について

後発医薬品使用促進規定を設けた趣旨について、理解を深めてもらえるよう十分な説明を行うとともに、より一層、後発医薬品の使用が進むように周知徹底願います。

3. 適時調査及び個別指導の際に実施する聴取の内容について

- (1) 当該保険医療機関において、どの程度後発医薬品が使用されているか、また、「後発医薬品への変更不可」欄に保険医の署名がある処方せん及び後発医薬品を含む処方せんをどの程度発行しているかなど。
- (2) 当該保険薬局において、後発医薬品への変更可能な処方せんを受け付けた際に患者が後発医薬品を選択しやすくなるよう丁寧な説明を行っているか、当該処方せんをどの程度受け付けたか、また、後発医薬品への変更を行った処方せん及び備蓄している後発医薬品はどの程度かなど。

4. 適時調査及び個別指導における周知徹底等について

保険医療機関及び保険薬局において、以下のようなことが懸念される場合には、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」等を改正し後発医薬品使用促進規定を設けた趣旨について、理解を深め後発医薬品の使用が進むよう十分な説明を行う等して指導願います。

- (1) 保険医療機関として後発医薬品を使用しない方針である場合や、投薬又は注射に当たって保険医が後発医薬品の使用を検討していない場合など。
- (2) 後発医薬品への変更を認めている処方せんに対して、保険薬剤師が患者への後発医薬品に関する説明を行わず、保険薬局として後発医薬品を使用しないと判断している場合など。

〈照会先〉

医療課医療指導監査室

田畑・北山 (3284)

TEL 03-5253-1111

FAX 03-3508-2746